

保護者様

たつの市教育委員会
たつの市立香島小学校長
久保田 昌之

インフルエンザ等の感染症による出席停止について

学校保健安全法に定められている学校で予防すべき感染症に罹患した場合は、集団感染を予防する目的で出席停止扱いになります。感染が疑われる場合は医療機関を受診し、医師の指示に従って治療をしてください。また、下記の流れに従い、医師により「感染症にかかる医師の意見書」に記入していただき、登校後速やかに学校に提出していただきますようお願いいたします。これを受けて、校長は出席停止・解除を指示します。

記

1 出席停止にかかる流れについて

①「学校で予防すべき感染症」であると医師に診断される。



②その旨を学校(園)に連絡し治療に努める。



③医師に登校(園)に支障なしと判断される。



④医師に「感染症にかかる医師の意見書」を記入してもらう。(※別紙様式参照)



⑤「感染症にかかる医師の意見書」を学校(園)に提出する。

*「感染症にかかる医師の意見書」は、医療機関(たつの市・太子町のみ)にもありますので、受診時に医師にお尋ねください。

*たつの市・太子町の医療機関を受診される場合、上記意見書発行にかかる費用は無料ですが、それ以外の医療機関を受診される場合は、自己負担になることもあります。

2 学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則)

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)中東呼吸器症候群	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)を除く。)(学校)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)を除く。)(幼稚園)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
第3種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	